

横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

制 定 平成 27 年 2 月 26 日こ放第 930 号（局長決裁）

最近改正 令和 5 年 3 月 23 日こ放第 2991 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項に規定される放課後児童健全育成事業に関し、法第 34 条の 8 第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定される放課後児童健全育成事業の届出等に関する事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法及び横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号。以下「条例」という。）の例による。

（事業開始の届出）

第 3 条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第 34 条の 8 第 2 項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「法規則」という。）第 36 条の 32 の 2 の各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、次の書類（図面を含む。以下同じ。）により、事業者が放課後児童健全育成事業を行おうとする事業所（以下「事業所」という。）が所在する区域の区長（以下「区長」という。）に届け出なければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業開始届（第 1 号様式）
- (2) 職員名簿（第 4 号様式）
- (3) 事業者の役員名簿（第 5 号様式）
- (4) 定款その他基本約款
- (5) 運営規程
- (6) 施設に関する平面図等
- (7) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定により届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を区長に提出しなければならない。ただし、区長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

（事業変更の届出）

第 4 条 事業者は、前条第 1 項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、法

第34条の8第3項に基づき、変更後1か月以内に、その旨を、放課後児童健全育成事業変更届（第2号様式）その他の必要な書類により、区長に届け出なければならない。

（事業廃止及び休止の届出）

第5条 事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき、あらかじめ、法規則第36条の32の3の各号に掲げられる事項を、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（第3号様式）その他の必要な書類により、区長に届け出なければならない。

（事業所番号の決定及び変更）

第6条 区長は、第3条に基づく届け出のあった事業所の番号を決定し、放課後児童健全育成事業所番号決定通知書（第6号様式）により、事業者へ通知するものとする。

2 区長は、前項に定める事業所の番号に変更の必要が生じた場合は、事業所の番号を変更し、放課後児童健全育成事業所番号変更決定通知書（第7号様式）により、事業者へ通知するものとする。

（基準の遵守及び報告）

第7条 事業者は、法第34条の8の2第3項に基づき、条例を遵守しなければならない。

2 事業者は、事業所の管理下において、事故等が生じた場合は、放課後児童健全育成事業事故報告書（第8号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。

（報告徴収及び立入調査等）

第8条 区長は、法第34条の8の3第1項に基づき、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項に規定する業務を行う職員は、法規則第13号の3様式による身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

3 区長は、事業の改善を求める必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な行政指導を行うことができる。

4 区長は、法第34条の8の3第3項に基づき、事業が条例に適合しないと認めるときは、事業者に対し、条例に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

- 5 区長は、法第34条の8の3第4項に基づき、必要と認めるときは、行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）に定める手続きに従い、事業者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

（委任）

第9条 その他この要綱の施行に必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年2月26日から施行し、平成27年4月1日以降に放課後児童健全育成事業を行う事業者に対して適用する。

附 則（平成28年11月1日こ放第711号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日こ放第1200号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月31日こ放第676号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日こ放第1048号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年3月8日から施行する。

附 則（平成31年3月1日こ放第1131号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和元年10月31日こ放第684号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年10月31日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 26 日こ放第 2091 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 23 日こ放第 2991 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

（あて先）横浜市 区長

事業者
住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始したいので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2の規定により届け出ます。

事業の内容	
併設事業 (該当する場合のみ)	
職員の定数及び職務内容	職員数：名（放課後児童支援員：名、補助員：名） (職務の内容を第4号様式に明記の上で添付)
職員の氏名及び経歴	(第4号様式を添付)
事業所の名称	(事業所番号：)
事業所の所在地	〒 - TEL: FAX: E-Mail:
所在地の小校区	小校区
面積及び構造	専用区画： m ² [定員で割り返した際の1人当たりの面積： m ²] その他（併設事業等）： m ² 建物の構造： 造 階建の 階（平面図等を添付）
定員及び支援の単位数	定員： 人 / 支援の単位数：
単位ごとの内訳	
事業開始予定年月日	
定款その他の基本約款	(書類を添付)
事業者の役員名簿	(第5号様式を添付)
運営規程	(書類を添付)

【備考】

- 「事業の内容」欄には、実施する放課後児童健全育成事業の概略を記載の上、事業開始初年度の収支予算書及び事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できる場合は、そのURLを明記した書類で代用ができます。
- 利用者向けのパンフレット等があれば、参考に添付してください。

第2号様式（第4条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

（あて先）横浜市 区長

事業者

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）

年 月 日に開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定により届け出ます。

事業所の名称	(事業所番号:)	
事業所の所在地	〒 -	
	TEL:	FAX: E-Mail:
変更する事項 (該当する事項の番号に○)	1 事業の内容 2 事業者の住所及び氏名 3 職員の定数及び職務内容 4 職員の氏名及び経歴 5 施設の名称 6 施設の種類の種類	7 施設の所在地 8 面積及び構造 9 定款その他の基本約款 10 事業者の役員名簿 11 運営規程 12 その他
変更内容 (「変更する事項」欄において○をした番号に応じて記載)	変更前	
	変更後	
事業変更年月日		

【備考】

変更する事項ごとに、当該事項の変更後の内容が確認できる書類を添付してください。

第3号様式（第5条関係）

放課後児童健全育成事業事業廃止（休止）届

年 月 日

（あて先）横浜市 区長

事業者
住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）

年 月 日に実施の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定により届け出ます。

事業所の名称	(事業所番号：)
事業所の所在地	〒 - TEL: FAX: E-Mail:
事業廃止（休止）年月日	
休止予定期間 (該当する場合のみ)	
廃止（休止）理由	
現に便宜を受けている利用者に対する措置	

※「現に便宜を受けている利用者に対する措置」について補足説明等が必要な場合は書面（任意様式）添付のこと

職員名簿

事業所の名称: _____

支援の単位: _____

年 月 日現在

職員氏名	職名	職務の内容	採用年月日	放課後児童支援員 資格の有無等	主な経歴

【留意事項】

- (1) 放課後児童支援員として従事する職員は、認定資格研修修了証の写しを添付します。
- (2) 名簿の内容に変更が生じた場合は、変更届（第2号様式）の提出が必要です。
- (3) 記載欄が足りない場合は、適宜欄の追加や別紙の添付をしてください。
- (4) 支援の単位ごとに作成してください。
- (5) 新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して1年以内に認定資格研修を修了することが見込まれる者を放課後児童支援員として従事させる場合、「放課後児童支援員資格の有無等」欄に「有（みなし適用）」と記してください。また、条例第10条第3項各号の該当号及び認定資格研修の受講予定時期を記載します。
なお、該当する職員については、第10条第3項各号で該当する資格証明書等（写し）を添付します。

事業者の役員名簿

事業所の名称

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 〔大正T 昭和S 平成H〕	性別 (男・女)	住所
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		

横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）

第6号様式（第6条第1項関係）

放課後児童健全育成事業所番号決定通知書

第 年 月 日 号

（事業者）

様

横浜市 区長

年 月 日に届け出られた放課後児童健全育成事業所について、次のとおり事業所番号を決定したので、通知します。

対象となる事業所	名称	
	所在地	
事業所番号		

第7号様式（第6条第2項関係）

放課後児童健全育成事業所番号変更決定通知書

第 年 月 日 号

（事業者）

様

横浜市 区長

年 月 日第 号において通知した放課後児童健全育成事業所の事業所番号について、次のとおり事業所番号の変更を決定したので、通知します。

対象となる事業所	名称	
	所在地	
事業所番号	変更前	
	変更後	

放課後児童健全育成事業事故報告書

(あて先)
 横浜市 _____ 区長

年 月 日 / 第 報

事業所名称	(事業所番号： _____)						
記入者	職種	_____	名前	_____			
事故発生 日時・場所	日時			場所			
	年 月 日 時 分 頃						
事故にあった者	ふりがな	_____			小学校	_____	年生
	氏名	_____			利用開始日	年 月 日	
事故発生時の クラブの体制	参加児童数	職員数 (総数)		支援員	補助員	その他	
	名	名		名	名	名	
児童の症状等	負傷箇所			負傷内容			
	_____			_____			
事故に至る経過及び発生 後の処置 ※ 当日、来所時からの 健康状況、発生時の処 置、当該児童の保護者へ の連絡を含め、可能な限 り詳細に記入	日時	内容					
	_____	_____					
医療機関での処置	医療機関 名称	_____		処置	_____		
保護者会や外部機関 への連絡・説明	_____						
事故発生の要因や 今後の防止策 等	_____						
利用区分 (放課後キッズクラブの み記載)	<input type="checkbox"/> わくわく【区分1】	<input type="checkbox"/> すくすく(ゆうやけ) 【区分2A】	<input type="checkbox"/> すくすく(ほしぞら) 【区分2B】				

【備考】

- 活動中に通院が必要となる事故が発生した場合には、事故発生後速やかに提出してください。
- 重大な事故、事件等(※)が発生した場合には、本報告書によらず速やかに連絡してください。
 ※ 生命に係わる重篤な怪我、児童の行方不明、不審者情報、個人情報の紛失、交通事故、緊急災害 等
- 死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故は、本報告書によらず速やかに連絡し、第1報を事故発生当日、第2報は原則1か月以内程度に行ってください。
 また、状況の変化等を必要に応じて追加報告してください。
- 各欄は適宜広げて記載してください。